

3 23

経済社会理事会決議二〇〇〇
/三(人権に関する通報を取り
扱う手続)

採 択 二〇〇〇年六月一六日

国際連合経済社会理事会二〇〇〇年會期

経済社会理事会は、

人権に関する通報の取扱いに関する一九五九年七月三〇日の決議七二八F (XXVIII)及びこれに関する一九七五年五月六日の理事会決定七九(LVIII)を想起し、

また、人権及び基本的自由の重大な侵害に関する情報を人権委員会が検討することを許可する一九六七年六月六日の経済社会理事会の決議一三三五(XLII)、人権及び基本的自由の侵害に関する通報を処理するための手続を設けた一九七〇年五月二七日の同決議一五〇三(XLVIII)、並びに、事態に関する作業部会の設置、構成及び委員の任命に関する一九九〇年五月二五日の同決議一九九〇/四一を想起し、

さらに、通報を受理できるための基準に関する一九七一年八月二三日の差別防止及び少数者保護小委員会(現在の人権の促進及び保護のための小委員会)の決議一(XXXV)、並びに、通報に関する作業部会の設置、構成及び委員の任命に関する一九七一年八月一六日の同小委員会決議二(XXXV)を想起し、

右手続に基づく政府の参加及び協力を容易にすることを目的とした人権委員会の一九七四年三月六日の決定(XXX)、一九七八年三月三日の決定(XXXI)及び一九八〇年三月七日の決定(XXXVI)、並びに、通報に関する作業部会の議長兼報告者に当該項目について委員会が討議する間出席するように招請する一九七八年三月三日の決定三(XXXIV)を想起し、

特に経済社会理事会決議一五〇三(XLVIII)並びに関連する決議及び決定により規律される手続の再検討に関する人権委員会の手続制度の実効性の強化に関する会期間自由参加作業部会の勧告を承認した人権委員会の二〇〇〇年四月二六日の決定二〇〇〇/一〇九に留意して、

一 二〇〇〇年四月二六日の委員会決定二〇〇〇/一〇九を、経済社会理事会決議一五〇三(XLVIII)並びに関連する決議及び決定により規律される手続の再検討に關係する範囲で承認する。

二 したがって、人権委員会の手続制度の実効性の強化に関する会期間自由参加作業部会の報告三七項に従って任命された通報に関する作業部会が、これ以降毎年、人権の促進及び保護のための小委員会の年次会期の直後に、重大かつ信頼できる程度に立証された人権及び基本的自由の侵害の一貫した形態を示すと思われるいずれか特定の事態について、事態に関する作業部会の注意を喚起するために、理事会決議七二八F (XXVIII)に基づき受領した通報であつて通報作業部会の会合の前運くとも一二週間前に關係政府に送付されたもの、並びに、それに関する政府の回答を、小委員会決議一(XXXI)に含まれた通報の受理可能性に関する基準に従って審査するため、一二週間を合する。

三 事務総長に対し、作業部会の委員に通知される通報の月別非公開要録(通報の非公開の一覽表)の準備において、通報に関する作業部会の議長兼報告者の承認を得て、明白に根拠不十分な通報を除外するよう要請する。除外された通報は、回答のために關係政府に送付されないものと了解する。

四 事務総長に対し、通報に関する作業部会の会合の終了後直ちに同作業部会が国についてとつた措置を当該国に通知することを要請する。

五 人権委員会の手続制度の実効性の強化に関する会期間自由参加作業部会の報告四〇項に従って任命さ

れた事態に関する作業部会は、毎年委員会の年次会期の一箇月以上前に一週間会合するものとし、同作業部会に対して、通報に関する作業部会の非公開の報告及び勧告を審査しかつ同作業部会に提起された特定の事態を人権委員会に付託するかどうかについて決定し、並びに、この手続に基づき人権委員会の審査の下に置かれてゐる特定の事態を審査する役割を委任し、それに基づき、主要な懸念事項を特定する非公開の報告を、通常は付託した事態について委員会がとるべき行動を勧告する決議案又は決定案とともに、委員会に提出する役割を委任する。

六、最初の非公開会合の少なくとも一週間前に、人権委員会のすべての委員が非公開のファイルを利用できるようにするよう事務総長に対し要請する。

七、人権委員会に対し、それが適当とみなすときは、事態に関する作業部会により提起された特定の事態並びに審査の下に置かれてゐる事態を、二つの別個の非公開の会合において、次の様式に従つて検討することを許可する。

- (a) 最初の非公開の会合で、各関係国は冒頭発言を行うように招請される。その後委員会の委員及び当該政府との間で非公開のファイル及び事態に関する作業部会の報告に基づき討議が行われる。
- (b) 最初と二回目の非公開会合の間、委員会のいずれの委員も、事態に関する作業部会が提出したいずれの提案についても代替案又は修正案を提出することができる。これらの案文は、すべて第二回目の非公開の会合に先立ち経済社会理事会の機能委員会の手続規則に従つて、事務局により非公開で回覧される。
- (c) 第二回の非公開会合で、委員会の委員は、決議案又は決定案について討議し及び行動をとる。関係国政府の代表は、当該国の人権の事態に関してとられる最終決議(決定)が採択されるまで出席する権利を有する。確立した実行に基づき、委

員会の議長は、その後、公開の会合で一五〇三手続に基づいて審査された国、並びに、もはやこの手続に基づいて処理されない国の名称を公表する。一五〇三手続の記録書類は、関係国政府が公開の意思を示した場合を除いて非公開とする。

- (d) 確立した実行に従つて、特定の事態に関してとるべき措置は、次の中から選択する。
- (i) 一層の検討又は措置が正当でないときは、事案の検討を打ち切る。
- (ii) 関係国政府から追加的に受領する情報及び一五〇三手続に基づき委員会が入手することのある追加の情報に照らして事態の審査を継続する。
- (iii) 事態の審査を継続し及び独立の専門家を任命する。
- (iv) 事案を理事会決議一二三五(XLVII)に定める公開手続の下で検討するために、理事会決議一五〇三(XLVIII)が定める非公開手続の下での当該事案の検討を打ち切る。

八、この作業の再編成により影響を受けない理事会決議一五〇三(XLVIII)並ぶに関連する決議及び決定の規定は、次のものを合せて引き続き効力を有すると決定する。

- (a) 事務総長の義務及び責任に関する規定。通報及びそれに関する政府の回答の処理に関する義務及び責任は次のとおり。
- (i) 以前と同様に提出された人権の侵害の主張に関する通報の月別非公開要録の作成。通報者の身元は要請に基づき削除できる。
- (ii) 回答のために各通報要録の写しを受領した言語による関係国政府への送付。通報者が要求する場合には通報者の身元を明かさない。
- (iii) 通報者に対する通報受領の通知。
- (iv) 以前と同様に政府から受領した回答の複写及び委員会の委員への回覧。

(b) 手続への政府の協力及び参加を容易にするための規定(一九七四年三月六日の委員会議決定XXXX)の規定を含む。これらはこれ以降通報に関する作業部会の会合の後に適用される。

九、通報に関する作業部会、事態に関する作業部会及び人権委員会によるこの決議の実施のために予定されるすべての行動は、人権委員会が経済社会理事会に対する勧告を行うことを決定することのあるときまで非公開にとどめる。

一〇、改正された手続は、引き続き一五〇三手続ということを決する。